

「農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え植物に係る第一種使用規程の承認の申請について」の一部改正案についての意見・情報の募集の結果について

平成31年3月26日
農林水産省消費・安全局

標記の改正案について、平成30年10月12日から平成30年11月12日までの期間、電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載すること等を通じて、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたしました。

その結果、本改正案について寄せられた御意見は0件（なお、本改正案以外についての御意見が3件）でした。

なお、本件については、関係省庁における検討の結果、技術的な修正を行うこととしました。修正箇所については、別添を御参照ください。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

消費・安全局 農産安全管理課
組換え体企画班

代表：03-3502-8111（内線4510）

直通：03-6744-2102

(別添)

「農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え植物に係る第一種使用規程の承認の申請について」(平成19年12月10日付け19消安第8999号、環自野発第071210001号農林水産省消費・安全局長、農林水産省農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、環境省自然環境局長通知)一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

※赤文字：修正の結果、改正が不要になった箇所

改正後	現 行
<p>(別紙)</p> <p>第3 申請書等の内容に関する事項</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 隔離ほ場における情報収集</p> <p>実験室や外国の自然条件の下での使用等によりその特性についてかなりの程度の知見は得られているが、我が国の自然条件の下で生育した場合の特性が科学的見地から明らかではない遺伝子組換え植物の第一種使用等をする場合は、基本的事項第1の1の(1)のイの④に規定する第一種使用等が予定されている環境と類似の環境での使用等について情報収集を行い、当該遺伝子組換え植物の我が国の自然条件の下で生育した場合の特性を明らかにすることとする。</p> <p>なお、<u>トウモロコシ又はワタを宿主(施行規則第8条第1号に規定する宿主をいう。以下同じ。)</u>とし、次の①及び②を満たす核酸又はその複製物を有する遺伝子組換え植</p>	<p>(別紙)</p> <p>第3 申請書等の内容に関する事項</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 隔離ほ場における情報収集</p> <p>実験室や外国の自然条件の下での使用等によりその特性についてかなりの程度の知見は得られているが、我が国の自然条件の下で生育した場合の特性が科学的見地から明らかではない遺伝子組換え植物の第一種使用等をする場合は、基本的事項第1の1の(1)のイの④に規定する第一種使用等が予定されている環境と類似の環境での使用等について情報収集を行い、当該遺伝子組換え植物の我が国の自然条件の下で生育した場合の特性を明らかにすることとする。</p> <p>なお、次の①及び②を満たす核酸の複製物が移入された<u>トウモロコシ</u>については、我が国の自然条件の下で生育した場合の特性が科学的見地から明らかなることから、当該情</p>

物については、我が国の自然条件の下で生育した場合の特性が科学的見地から明らかなことから、当該情報収集を行う必要はない。

- ① 査読を受けた論文の公表や関連する国の検討会等での複数の専門家による共通認識等により、作用機序が明らかであると認められるもの
- ② 移入された核酸又はその複製物により付与される性質が生じさせる可能性のある生物多様性影響の程度が、既に第一種使用規程の承認を受けている遺伝子組換え植物であって、宿主を同一とするものの生物多様性影響と同程度以下と認められるもの

また、当該情報収集は、隔離ほ場（遺伝子組換え農作物（農作物である遺伝子組換え植物をいう。以下同じ。）の場合にあつては別表第3に掲げる要件を満たす施設、遺伝子組換え樹木（木本であつて農作物を除いた遺伝子組換え植物をいう。以下同じ。）の場合にあつては別表第6に掲げる要件を満たす施設をいう。）で行うこととする。

2・3 （略）

報収集を行う必要はない。

- ① 査読を受けた論文の公表や関連する国の検討会等での複数の専門家による共通認識等により、作用機序が明らかであると認められるもの
- ② 移入された核酸の複製物により付与される性質が生じさせる可能性のある生物多様性影響の程度が、既に第一種使用規程の承認を受けているトウモロコシの生物多様性影響と同程度又は超えないと認められるもの

また、当該情報収集は、隔離ほ場（遺伝子組換え農作物（農作物である遺伝子組換え植物をいう。以下同じ。）の場合にあつては別表第3に掲げる要件を満たす施設、遺伝子組換え樹木（木本であつて農作物を除いた遺伝子組換え植物をいう。以下同じ。）の場合にあつては別表第6に掲げる要件を満たす施設をいう。）で行うこととする。

2・3 （略）